

「収納代行」業務として、違法な収益の回収を 持ち掛ける事業者にご注意ください！

SNS 上で詐欺等（投資詐欺・マッチングアプリ詐欺・インターネットカジノ・日本では未承認の海外医薬品の販売）を行う集団が、事業者をかたってその代金の回収を企業や個人に「収納代行」業務として委託するケースが発生しています。

このような委託を受けて、ご自身または管理する法人の預金口座を代金回収などに利用した場合、違法行為につながる口座利用として当金庫はその口座を凍結し、継続的なお取引をお断りする場合があります。

○ 手口の特徴

- ・「振込でお金が入ってくるので、報酬を差し引いた額を委託先に振り込むだけでよい」などと説明される。
- ・委託元から、前提となる取引（商品・サービス等）の内容について、詳しい説明がない。

○ 被害に遭わないために

- ・口座に入る資金が、こういった取引（商品・サービス等）の対価なのか分からない業務を引き受けないでください。
- ・委託元に取引の詳細について開示をご依頼してください。また、開示を受けた後に、インターネットなどで委託元が本当に実在するのか、委託元の事業が日本の法律に違反する点はないか、詐欺やトラブルの情報がないかを確認してください。
- ・「収納代行」に限らず、「振込・送金代行」や「口座を貸すだけ」などの勧誘も違法行為につながる可能性があります。このような勧誘には絶対にのらないでください。

豊川信用金庫マネロンコールセンター

フリーダイヤル 0120-892-328

受付時間 9:00～17:00（土日祝、年末年始のぞく）



豊川信用金庫